

# 都市における文化的景観に どのように接近するか

東京大学  
西村 幸夫

文化的景観のもっとも広い定義は、周知のように、世界遺産条約第一条にある site(遺跡)の定義の一つとしての「combined works of nature and man」(自然と人間との共同作品)である。

上記のような広い定義をもとに、実際の都市における文化的景観の対象地を考えてみると、長期間同一の作物が作られている耕作地や手入れのされた林業地などのように安定した土地利用のところとは議論のあり方がずいぶん異なっていることが実感される。たとえある都市の現時点における固有の文化的景観がある秩序のもとにあり、安定した土地利用や建物利用を実現しているように見えるとしても、その背後には都市以外の他の土地利用の場合と比較して、はるかに多様な歴史的な layers(層)を内在させており、作業指針がいろいろな「社会的、経済的、文化的な内外の力」の影響もけた違いに大きい。

さらに、都市は文字通り生きており、現代社会の要請に沿って刻々と変化をしつづけているために、固定的な規制は都市のダイナミズムになじみにくいという側面がある。

都市をある特定の視点から俯瞰して、文化的景観を解釈し、把握することは可能ではあるが、これをいかに保全していくべきかを考える際には、保全に係わる変数が膨大になり、有効な具体的手法にたどりつくのが困難である。

こうしたジレンマをどのように克服できるのだろうか。言い換えると、都市における文化的景観は保全可能なカテゴリーとして成立するのか、という問題である。

この問題を考えるときに、参考になるのは平成二十三年(二〇一一)にユネスコ総会において採択された歴史的都市景観に関する勧告(Recommendation on Historic Urban Landscape)がとったスタンスである。

世界遺産委員会は長らく平成十五年(二〇〇三)段階から各地での都市開発と歴史的景観保全の問題に直面していたが、平成十五年段階で、都市の歴史的景観の管理と規制に関して新たな手法

を導入することを決議している。以降、平成十八年(二〇〇六)から平成二十二年(二〇一〇)にかけて世界各地で歴史的都市景観に関する国際専門家会議を八回開催し、取りまとめられたのが平成二十三年の勧告である。

一連の会議を通してユネスコは、歴史的都市景観とは新たなカテゴリーとしてあるのではなく、もの考え方、マネジメントのための手法として議論すべきである(もしくは、そのように議論する以外に選択肢はない)という認識に至った。勧告本文にも historic urban landscape approach(歴史的都市景観に焦点を当てた取組方法)という表現で明記されている(勧告第一〇〜一三項)。

ユネスコにおいて歴史的都市景観の名のもとに議論されたのは、都市の重層性や社会文化の多様性、さらには都市が国際的な自由競争経済のなかに置かれていることや都市における地域社会の伝統文化の喪失、そしてそのような状況のもとにおいてもなお都市における歴史の文脈の重視などの点である。これらはほとんどそのまま本書で話題としている都市の文化的景観の論点としても妥当であるといえる。だとすると、私たちが現時点で考えなければならぬのは、都市の文化的景観をカテゴリーではなくアプローチとしてとらえる見方だということになるのではないか。

たしかに、「文化的景観スタディーズ」と称するこのシリーズそのものが文化的景観への接近の運動論的なあり方を示しているともいえる。少なくとも都市の分野では、固まったジャンルとそこへ向けたコントロール体系として文化的景観があるのではなく、より前段の、そしてより根源的な問題として、もの考え方の段階として文化的景観があるということを意識する必要がある。多様な隣接分野と協働しながら、都市における文化的景観のマネジメント方策を議論していく中で、都市における文化的景観の内実も固まっていく、という adaptive management(順応的管理)的な考え方が、少なくとも議論の初期的な段階においては、必要なのだろう。